

平成28年第4回東大和市議会定例会会議録第22号

平成28年12月6日(火曜日)

出席議員 (21名)

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員 (31名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
市民部長	関田新一君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
職員課長	原島真二君	総務部副参事	荒石恵美君

保険年金課長 越中 洋 君
産業振興課長 小川 泉 君
保育課長 宮鍋 和志 君
障害福祉課長 小川 則之 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
下水道課長 廣瀬 裕 君
学校教育課長 岩本 尚史 君

課税課長 矢吹 勇一 君
子育て支援課長 鈴木 礼子 君
生活福祉課長 尾又 斉夫 君
健康課長 志村 明子 君
建築課長 中橋 健 君
区画整理課長 水村 隆市 君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 4 第 6号報告 専決処分の報告について

第 5 第 7号報告 専決処分の報告について

第 6 第 5号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 7 第 7 2号議案 東大和市農業委員会委員の定数条例

第 8 第 7 3号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例

第 9 第 7 4号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

第 10 第 7 5号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 11 第 7 6号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 12 第 7 7号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

第 13 第 7 8号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例

第 14 第 7 9号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 15 第 8 6号議案 市道路線の廃止について

第 16 第 8 7号議案 市道路線の廃止について

第 17 第 8 8号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

第 18 第 8 0号議案 平成 28 年度東大和市一般会計補正予算 (第 4 号)

第 19 第 8 1号議案 平成 28 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

第 20 第 8 2号議案 平成 28 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

第 21 第 8 3号議案 平成 28 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)

第 22 第 8 4号議案 平成 28 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

第 23 第 8 5号議案 平成 28 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

第 24 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第24まで

午前 9時31分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、平成28年第4回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る11月30日及び本日12月6日の定例会開会前に、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日12月6日より12月21日までの16日間といたします。

会議録署名議員は、10番 根岸聡彦議員、21番 床鍋義博議員の2名でございます。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第6号報告、第7号報告、第5号同意、第72号議案から第79号議案、第86号議案から第88号議案、第80号議案から第85号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

12月7日、9日、12日、13日、14日の5日間は一般質問となりますが、一般質問期間中である12月8日は休会となります。

また、12月15日から20日までの6日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催をいたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

12月15日の午前9時30分から総務委員会を、12月16日午前9時30分から厚生文教委員会を、12月19日午前9時30分から建設環境委員会を、また16日午後1時30分から議会運営委員会を開催いたしますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出等がない場合は開会をいたしません。

12月21日、最終日は、常任委員会の審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決、特定事件調査議決、議員派遣を議決した後、閉会となります。

議員提出議案の提出期限は、12月13日の正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の提出期限は、12月16日正午までであります。

今定例会での一般質問通告者は18名であります。

11月30日正午までに4件の陳情を受理いたしましたが、その後、1件取り下げの申し出がありましたので、本日、開会前の議会運営委員会で確認をいたしました。

よって、委員会に審査を付託する陳情は3件となります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほど、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

10番 根 岸 聡 彦 議員

21番 床 鍋 義 博 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月6日から12月21日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、10月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。東京都と東京都市長会等が連携して実施している事業の一環として、職員向けのセミナーを実施すること、東京2020参画プログラムに係る「東京2020公認マーク」及び「東京2020応援マーク」が決定したこと等について、東京都から報告がありました。

次に、議事2の待機児童解消に向けた緊急対策についてであります。緊急対策の内容として、対策推進の観点から、一部、年度内着工に対するインセンティブが設けられていることや、対策実施により、平成28年度内に当初計画比5,000人増となる1万7,000人分の保育サービスの整備を図ることを想定していること等について、東京都から説明がありました。

次に、議事3のビジネスチャンス・ナビ2020についてであります。官民の入札や調達を一元的に集約した情報ポータルサイトを設立し、中小企業の受注機会の拡大を支援することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の平成28年東京都人事委員会勧告等の概要についてであります。例月給に関しましては、公民較差が極めて小さいことから改定を見送り、特別給に関しましては、格差是正のための引き上げが勧告され

たこと等について、東京都から説明がありました。

次に、議事6の平成29年度東京都予算編成にかかる最重点要望事項（案）についてであります。最重点要望につきましては、防災事業の充実等を主に記すとともに、重点要望事項数は、昨年度と同数の44項目を取りまとめました。都知事に要望することとし、これを決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを承認いたしました。

次に、11月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1の防犯ポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」の活用についてであります。2020年を控え、地域における安全対策をより強化するため、地域の犯罪情報等を扱うポータルサイトについて、地理情報システムを導入する等のリニューアルしたことについて、東京都から説明がありました。

次に、議事2の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。10月28日開催の後期高齢者医療広域連合協議会で承認された平成27年度決算の概要等について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事5の平成29年度都市税財源の充実確保についてであります。平成29年度の税制改正を見据えた地元選出国會議員等への要請活動を行うことについて協議し、承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを承認いたしました。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（中間建二君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） おはようございます。

平成28年第3回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、10月14日から15日にかけて、友好都市との交流をさらに推し進めるため、福島県喜多方市を訪問いたしました。

今回の交流訪問は、議員の半数が参加する形で行われ、当日は私のほか尾崎利一議員、大后治雄議員、関田貢議員、押本 修議員、関野杜成議員、和地仁美議員、佐竹康彦議員、東口正美議員、床鍋義博議員の以上10名が参加されました。

15日には、山都地区で行われた第33回山都新そばまつりに参加をいたしました。

次に、10月17日に東京市町村総合事務組合議会第2回定例会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成28年度東京市町村総合事務組合一般会計補正予算等について原案どおり可決され、平成27年度東京市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算ほか2特別会計歳入歳出決算について、原案どおり認定されました。

次に、10月18日に第27回東京都道路整備事業推進大会が砂防会館で開催されました。

国土交通省道路局長及び東京都建設局長の講演の後、意見発表に続き、八王子市長による大会宣言及び武蔵村山市長による大会決議が行われ、国及び東京都へ陳情活動を行うことが決定されました。

次に、11月2日に喜多方市合併10周年記念式典が福島県喜多方市喜多方プラザ文化センターで開催され、出席いたしました。

次に、11月8日に東京都市議会議長会正副会長会議が昭島市役所で開催され、東京都市議会議長会の会長である昭島市議会議長のもと、東京都市議会議長会11月定例総会の運営について調整を行いました。

次に、11月17日に東京都市議会議長会理事会在東京自治会館で開催されました。

議事では、平成28年8月10日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会理事会及び評議員会の会議結果などの報告が行われました。

次に、平成29年度東京都市議会議長会事業計画（案）につきまして、原案どおり決定いたしました。この中で、東京都26市の議員及び事務局職員を対象とした議員研修会を、平成30年の2月に開催する予定であることが提案されました。

次に、平成29年度同議長会歳入歳出予算（案）につきましては、主に平成28年度に東京都支部が関東市議会議長会の副会長となったことにより支出した負担金及び交付金100万円と、東京・北京友好交流事業において隔年で必要となる経費200万円を減額した1,293万9,000円とする予算（案）が提案されました。

次に、平成29年度同議長会関係役員（案）につきましては、会長に調布市議会議長、副会長に町田市議会議長と清瀬市議会議長とする内容で提案がありました。

次に、平成28年度東京都市議会議員研修会につきましては、来年2月10日、金曜日に府中の森芸術劇場において、講師に跡見学園女子大学教授の鍵屋 一氏を迎え、「地域防災の課題と災害時の議会、議員の役割」をテーマに行うとの提案がありました。

以上の内容について、理事会として全て承認いたしました。

理事会終了後に、東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても報告、承認されました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（中間建二君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[議 長 関田正民君 降壇]

○副議長（中間建二君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

[副議長退席、議長着席]

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第6号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第4 第6号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第6号報告 専決処分の報告についてにつきまして、御説明申し上げます。

御報告の内容は、平成28年8月2日に発生いたしました庁用自動車による物損事故の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成28年10月18日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成28年8月2日、火曜日、午後4時55分ごろ、東大和市狭山5丁目1640番地先の路上において発生いたしました庁用自動車による物損事故でございます。

当日、庁用自動車と相手方車両が路上ですれ違う際に、市車両と相手方車両が接触し、お互いの車両の右側後部を損傷させたものでございます。

和解の相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

損害賠償額につきましては5万2,102円でございます。

損害賠償及び和解の内容につきましては、事故の状況から、市が60%、相手方が40%の過失割合で示談をしたものでございます。

損害賠償につきましては、相手方の車両修理代金の60%に当たります6万8,518円を市が負担し、市車両の修理代金の40%に当たります1万6,416円を相手方が負担をし、それらの額を相殺した額である5万2,102円を市が相手方に支払うものであります。

なお、損害賠償金は、公益社団法人全国市有物件災害共済会が相手方からの直接請求を受け、既に支払い済みでございます。

今後、より一層交通事故防止に努めていく所存であります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第6号報告を終了いたします。

日程第5 第7号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第5 第7号報告 専決処分の報告について、本件の報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号報告 専決処分の報告についてにつきまして、御説明申し上げます。

御報告の内容は、平成28年4月25日、東大和市立中央こども広場内で発生いたしました人身事故についてであります。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成28年10月12日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものでございます。

損害賠償額につきましては4,694円で、相手方はお手元の議案書に記載のとおりでございます。

事故の内容であります。平成28年4月25日、月曜日、午後3時ごろ、東大和市中央1丁目583番地の2の中央こども広場におきまして、相手方の御息子が防球ネットの継ぎ手に接触したところ、継ぎ手カバーが外れていたため、頭部にけがをしたものであります。

事故の状況から、こども広場の設置管理に瑕疵があるとして示談したもので、損害賠償額として4,694円を相手方に支払うものであります。

なお、相手方に支払います損害賠償額は、市が加入する市民総合賠償補償保険から補填されるものであります。

事故後におきましては、継ぎ手カバーをかける措置を実施いたしました。

今後、より一層、こども広場の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第7号報告を終了いたします。

日程第6 第5号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（関田正民君） 日程第6 第5号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を

議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第5号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、五十嵐弘幸委員の任期が平成28年12月31日をもって満了となることに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

御提案申し上げました五十嵐弘幸氏は、現在、税理士として業務を行う一方で、東京税理士会立川支部成年後見特別委員会の副委員長等にも就任しており、幅広く活躍しております。また、平成26年1月1日からは、東大和市固定資産評価審査委員会委員も務めております。

このことから、税務について広い見識を有し、固定資産の評価にも明るく、人望も厚い五十嵐弘幸氏が適任と考え、東大和市固定資産評価審査委員会委員として引き続き選任いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第5号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第7 第72号議案 東大和市農業委員会委員の定数条例

○議長（関田正民君） 日程第7 第72号議案 東大和市農業委員会委員の定数条例、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第72号議案 東大和市農業委員会委員の定数条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、東大和市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正するものであります。

これまでの農業委員会の委員につきましては、選出方法により、選挙による委員と市長選任による委員の2種類に分けられ、このうち選挙による委員についてのみ条例で定数を定めておりました。

改正後は、全ての委員につきまして、議会の同意を得て市長が任命することとなり、またその定数を条例で定めることとなりました。

このため、条例の全部改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

まず、条例の題名を「東大和市農業委員会委員の定数条例」とするものであります。

次に、農業委員会委員の定数を15人と定めるものであります。

附則につきましては、附則第1項は施行期日の規定で、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、改正法の附則の規定に基づき現在の農業委員会の委員が在任する間は、改正前の条例が、なお効力を有するとするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） それでは、2点ばかりお伺いいたします。

議案の中で16名から15名へと定数を減らすというものになってるわけですが、これを減らす理由について、まずお伺いいたします。

それから、当市の農業委員や、また東京都の農業会議、JAですとか、こういったところでは、この定数削減に対してどういう意見が出ているのかということについても、わかる範囲で教えていただければと思います。

○市民部長（関田新一君） 2点ほどお伺いをいたしました。

1点目でございます。ただいま御質問者からございましたとおり、現在16名という定数を、今回15名ということで1名減らすという御提案でございます。このたびの法律改正によりまして、農業委員の数につきましては、区域内の農業者の数、また農地面積等、その他の事情を考慮して条例で定めるということがございます。現に市街化区域内農地面積及び農家数の減少等、当市でもございます関係から、1名減ということで御提案をするものでございます。

また、2点目でございますが、その他の団体等からは、特に現在のところ御意見等は頂戴してないというところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1 番（森田真一君） 日本共産党市議団を代表しまして、第72号議案 東大和市農業委員会委員の定数条例に反対の立場から討論いたします。

本条例案は、平成27年の農業委員会法の改正に伴い提案をされるものです。

改正農業委員会法は、括弧つきの農業改革の一環として、農業委員の公選制の廃止・定数削減により、農民の代表機関としての農業委員会の権限を縮小するものとなります。

したがって、同条例案には反対するものです。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第72号議案 東大和市農業委員会委員の定数条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 第73号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第8 第73号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第73号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年4月1日に実施を予定する組織改正に伴うものでございます。

当市の組織につきましては、変化する行政ニーズへの対応等の観点から随時見直しを行ってきたところでございますが、地域振興施策及び子育て支援施策の効率的な実施を目的として、部の事務分掌の移管及び部名の変更を行うものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、「子ども生活部」の名称を「子育て支援部」に改めるものであります。

次に、これまで子ども生活部の分掌事務でありました「コミュニティ及び消費生活に関すること。」、「男女共同参画に関すること。」及び「文化振興に関すること。」を市民部に移管するものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

附則第2項は、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部改正であります。東大和市男女共同参画推進審議会の庶務を処理する部を「市民部」とするものであります。

附則第3項は、東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部改正であります。東大和市子ども・子育て支援会議の庶務を処理する部名を「子育て支援部」とするとともに、文言整理を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） この条例に関しましては、子ども生活部の一部を市民部に加えて、子育て支援部に改めるということだと思いますけれども、例えば青少年課は児童館なども所管しています。私は、児童館は子育て支援という認識ではなく、子供の育成ということだと思います。これまでの「子ども生活部」という名前には、子供の育成という観点が含まれていたと思いますけれども、「子育て支援部」という名前では、子供自身に関する事業が含まれていないように思いますけれども、その点いかがでしょうか。

また、子ども・子育て支援法、東大和市子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て支援会議など、法律や計画などの名称も子ども・子育て支援となっていますけれども、その点については何か議論などはなされたか、お伺いします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今東大和市のほうでは、日本一子育てしやすいまちを目指して事務を進めてるところでございます。そういう意味からも、子育てしやすいまちの中には、今おっしゃられました子ども・子育て支援ということも含まれておりますけれども、その親の面だけでなく、主役である子供の面もありまして、子育てしやすいまちを目指しているという現状でございます。そのようなことから、市の施策と一致する名称が子育てしやすいまち、子育て支援というところがありますので、そこを中心に強調した形で組織名称にしたということを考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4 番（実川圭子君） 4 番、実川圭子です。第73号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論いたします。

今回、組織体制を見直し、組織改編することについて反対するものではありません。

議案となりました内容において、新しい部の名前を「子育て支援部」とするとのことですが、そのことについて反対いたします。

これまでの「子ども生活部」という名前には、子育て支援のほかにも子供の育成という観点も含まれていたと思います。取り組むべき課題は、子育て支援だけではないということがわかるような名前をつけていただきたいと思います。

ちなみに、近隣15市では、同様の部署の名前は、13市が「子ども家庭部」という名前です。

4月1日からの施行ということですので、部の名前については再度御検討いただけることを強く望み、反対討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第73号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 第74号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第9 第74号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第74号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年10月の総合福祉センター は～とふる開設に伴うみのり福祉園の閉園や、平成29年4月の新学校給食センター開設に伴う給食調理業務の民間委託化などを踏まえ、平成29年4月1日付の組織改

正後の職員体制を見据えて、各部門の職員定数を適正なものに改めるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表で定めております市長の事務部門の職員定数を「390人」から「400人」に、教育委員会の事務部門の職員定数を「95人」から「75人」に、総計を「500人」から「490人」にそれぞれ改めるものであります。

附則であります、条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 今御説明で、この定数条例の前提として給食調理の民間委託の問題が述べられましたけれども、この給食調理の民間委託については、市の職員である栄養士の指揮管理系統の中に給食調理が入ると考えるのが普通で、そうなると違法行為である偽装請負に該当すると。それを避けると、学校給食に教育委員会として責任を負っていくということを放棄することになりかねないということから、私、反対してきましたが、この点についての見解を伺います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 給食センターの稼働が平成29年4月からとなっております、現在、調理の委託業者と調整しながら稼働に向けて準備を進めている段階でございます。

今御質問がございましたけれども、これまでもさまざまな説明を保護者の方、あるいは議会での一般質問でもお答えしてまいりましたが、適切な法の制度の基づいて、また所管している省庁等にも御相談をして、確認をしながら現在も事務を進めておりますので、今お話のありましたような違法性というものはもちろんない、適法な制度のもとでの事務を進めてまいります。

教育委員会が今後とも都から派遣された栄養士、あるいは栄養教諭、また市で雇用する職員が1名おりますので、その連携のもとで責任を持って給食業務に当たってまいります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党を代表して、第74号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。

今質疑で述べたとおり、学校給食の調理の民間委託という問題は、一方では偽装請負という違法行為に市教員委員会の手を染めることになるのか、それを避けようとするれば、学校給食という教育の重要な一環であるこ

の仕事民間に丸投げすることになるのかという重大な問題です。

私が一般質問でこの問題を取り上げたときにも、グレーゾーンという言葉での答弁がありました。今非正規雇用を含め、不安定な雇用がどんどん拡大しているという状況のもとで、やはり市や教育委員会はこの問題、慎重であるべきだというふうに考えます。

以上です。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第74号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第10 第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正内容につきましては、東京都人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員に準じて、期末手当の支給月数を0.1カ月引き上げ、市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給月数を年4.3カ月から年4.4カ月とするものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条第2項第2号及び第3号の規定は、6月及び12月の期末手当の支給月数を定めるものですが、その月数を2.025カ月から、それぞれ0.05カ月引き上げ、2.075カ月とするものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、改正後の第3条第2項第2号及び第3号の規定並びに附則第2項及び附則第3項の規定は、平成28年6月1日から適用するものであります。

附則第2項及び第3項は、平成28年度に支給する期末手当の特例規定で、6月に支給すべき部分を12月に支給するために、所要の読みかえを定めております。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第75号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第11 第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正内容は2点ございます。

1点目は、平成28年度給与改定に係る改正であります。当市の給与制度につきましては、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、原則的に東京都人事委員会の勧告に準じて行うものですが、給料月額につきましては公民較差が極めて小さいことから、給料表において基本的な改定は行わず、勤勉手当の年間支給月数についての引き上げ等により対応するものであります。なお、勤勉手当の年間支給月数の引き上げ幅は0.1カ月、再任用職員につきましては0.05カ月であります。この引き上げに伴う影響額は、再任用短時間職員を除く職員の1人当たりの平均で年額約3万7,500円、再任用短時間職員につきましては年額約8,700円となるものであります。

また、扶養手当につきましては、子に係る手当額を引き上げ、子育て世帯の支援にシフトする内容に改める

ものであります。

2点目は、勤勉手当の支給額に人事評価の結果を反映する制度を導入するものであります。地方公務員法の改正により、人事評価の実施及び人事評価の結果に応じた措置を講ずることが定められたことから、勤勉手当の支給に関する規定につきまして、人事評価を反映するための改正を行うものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成28年11月28日に同意をいただいております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、まず第1条として、東大和市職員の給与に関する条例の改正を行い、その改正を踏まえて、第2条で同条例の改正を行うものであります。

まず、第1条による改正であります。

第8条の改正は、扶養手当に関する規定を整備するものであります。第2項の扶養親族の区分を改正し、子及び孫の区分から孫の区分を分離するものであります。また、第3項においては扶養親族の区分に応じた扶養手当の月額を改正するもので、子の額を6,000円から9,000円に引き上げるものであります。一方、課長職以外の職員の配偶者につきましては1万3,500円を6,000円に、課長職の配偶者及び父母等につきましては、それぞれ1万3,500円及び6,000円を3,000円に引き下げるものであります。

なお、配偶者がいない場合における第1子に係る扶養手当の額の特例規定につきましては削除するものであります。第4項の改正は、所要の略称規定を設けるほか、配偶者がいない場合における第1子に係る扶養手当の額の特例規定を削除したことに伴い、規定の整備をするものであります。

第9条の改正は、表現の整理をするとともに、扶養手当の改定額を適用する月に関する規定を整備いたしました。改定の要件につきましても、支給額の規定に応じて各号に区分して整理するものであります。また、届け出の時期により、改定額を適用する月の特例を定める規定も整備するものであります。

第18条第2項は、勤勉手当の額の規定であります。6月及び12月に支給する場合の支給月数につきまして改定するものであります。係長以下の職員では0.9カ月、課長職では1.1カ月、部長職では1.2カ月とするものであります。また、再任用職員は、係長以下の職員では0.425カ月、課長職及び部長職では0.525カ月とするものであります。

続いて、別表第1の改正であります。行政職給料表（1）では、1級のうち上位の4号給分の規定を削除し、新規職員の初任給を18万2,700円に改めるものであります。別表第2は、行政職給料表（2）の1級のうち、上位の12号給分の規定を削除するものであります。

次に、第2条による改正であります。

第18条の改正は、勤勉手当の支給方法につきまして改正するものであります。地方公務員法第23条第2項の規定に基づき、人事評価を活用して支給額を定めるために、規定の整備をするものであります。

なお、各職員の支給額の算定につきましては、人事評価を反映するため、詳細な算定事項を定める必要があることから、条例では勤勉手当の支給の総額の上限を定めることとし、具体的な基準を規則に委任するとともに、任命権者はこの基準に基づいて支給割合を定めるとするものであります。また、再任用職員につきましても、人事評価の結果を反映して勤勉手当を支給することから、第2項を適用することとしたため、再任用職員のための特例規定である第3項は削除するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項及び第2項は、条例の施行期日等の規定であります。勤勉手当の支給月額の変更及びこれに関する経過措置の規定は、公布の日、扶養手当等の改正及びこれに関する経過措置の規定は平成29年4月1日、勤勉手当に人事評価を反映させるための改正及びこれに関する経過措置の規定は平成30年4月1日とするものであります。このうち、公布の日施行する勤勉手当の支給月額の変更及びその経過措置に関する規定につきましては、本年6月1日に遡及して適用するものであります。

附則第3項及び第4項は、平成28年度に支給する勤勉手当の特例の規定で、改正による増額分を12月に一括して支払うための規定であります。

附則第5項、第6項及び第7項は、扶養手当に関する経過措置の規定であります。平成29年度に支給する扶養手当に限り、変更幅を緩和する規定を設けるものであります。

また、この緩和規定の適用を受ける職員につきましては、扶養親族に関する届け出及び改定額の適用に関して特例を定めるものであります。

附則第8項は、勤勉手当の経過措置の規定で、部長職及び課長職以外の職員につきましては、人事評価の結果を反映して勤勉手当を支給する制度の導入時期を平成31年4月1日とするための規定であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 何点か伺います。

組合と妥結しているということですので、これは尊重しなくてはいけないと思いますけれども、給与制度のあり方の問題ですので、幾つか伺いたいと思います。

1つは、扶養手当、配偶者手当などの入れかえで、個人としては大分下がったり上がったりということが出ると思うんですけれども、その点についての認識を伺いたいのと。

それから、平成29年度、30年度と、この問題は少しずつ改定されるようですが、それぞれの年度で、この改定によって総額としての支払い額はどれぐらい変わるのか変わらないのか伺います。

それから、この人事評価の目標管理の結果を勤勉手当に反映させるということですが、勤勉手当の総額をふやして、これを頑張った人にはたくさんあげるということになるのか、それとも総枠は変わらないということになるのか。総枠が変わらないとすれば、減る人、ふえる人というのが出ると思うんですけれども、そのやりくりはどのようにするのか、その割合はどの程度と考へているのか伺います。

○職員課長（原島真二君） 1点目の扶養手当の配偶者手当を減らして子供にシフトするという部分での影響額についてでございますけれども、平成28年10月の扶養手当で試算した数値でございますけれども、この月1カ月分の支給額というのが311万5,500円でありました。この同じ条件で平成29年度の移行期間中の制度で計算しますと311万5,000円で、総額で500円の減ということになります。また、平成30年度からは本則という適用になりますけれども、この算式でやりますと総額で310万2,000円となりまして、1万3,500円の減額になるというように試算されております。

以上です。

○総務部副参事（荒石恵美君） 人事評価に係る勤勉手当の総額につきましては、総額はふやさず、その総額の中でやりくりをするということになります。

勤勉手当の抛出割合につきましては、部長職では4%、課長職で1%、係長職では0.5%を予定しております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 大体上がる人はどれぐらいでというのをさっき聞いたんですが、それが答弁なかったの
で、そこを伺います。

それで、よく頑張ったねということで上がる人が出るのはいいんですけども、その原資が結局、全職員か
らの抛出ということ——あり方というのがどうなのかと、そこら辺についての考えもちょっと伺いたいと思
います。

○総務部長（広沢光政君） まず、1点目のいわゆる配分を受ける職員の割合ということでございますが、これ
実際に施行してみないとわからない部分ございますが、予定ということで私ども今考えてますのは、係長職以
上でおよそ30%程度、それから主任・主事職で40%程度を予定しているところでございます。

それから、2点目でございますが、この制度そのものは人事評価における目標管理について、今まで処遇の
反映を行ってなかったということで、目標が高いレベルで、目標達成した職員の成果に報いる制度、そうい
つたものとして私どものほうとしては実施してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第76号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決すること
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 第77号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第12 第77号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第77号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年度税制改正に伴い、地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける市税条例の規定につきまして改正を行うとともに、その他必要な改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。今回は改正事項が多岐にわたるため、お手元に配付させていただきました第77号議案資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

主な改正内容は3点ございます。

まず第1点目は、個人市民税に係る「スイッチOTC薬控除」の創設であります。これはセルフメディケーション、すなわち自主服薬を推進する目的から、医薬品のうち医療用から転用されたものを購入した場合に、その年中に支払った対価が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額につきまして、8万8,000円を限度として、その年分の所得から控除するというものであります。控除の対象は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入したものであります。なお、この控除を受ける場合には、現行の医療費控除は受けられなくなります。

2点目は、固定資産税に係る再生可能エネルギー発電設備の特例措置として、「わがまち特例」を導入するものであります。太陽光発電設備等の償却資産につきましては、再生可能エネルギー発電設備の普及を推進するため、これまで固定資産税を軽減しておりました。今回の法改正により、課税標準の特例割合を自治体が独自に定めて、税負担を軽減することができる「わがまち特例」の対象として、この再生可能エネルギー発電設備が追加されましたことから、地方税法の参酌基準に応じて、その特例割合を定めるものであります。

3点目は、軽自動車税に係る「グリーン化特例」の適用を1年延長するものであります。一定の環境性能を有する軽自動車につきましては、燃費性能に応じて税を軽減する「グリーン化特例」を実施しておりましたが、その期間を1年延長するものであります。

次に、各条文の改正内容について御説明申し上げます。

議案資料の2ページをごらんください。

本改正条例は、まず第1条として東大和市税条例の改正を行い、第2条として平成26年において公布済みの東大和市税条例の一部を改正する条例の改正を行い、第3条として平成27年において公布済みの東大和市税条例の一部を改正する条例の改正を行うものであります。

まず、第1条による改正であります。

第16条の改正は、法人市民税に係る延滞金の計算期間の見直しに伴い、必要な規定を整備するものであります。

第38条の2の改正は、個人市民税に係る延滞金の計算期間の見直しに伴い、必要な規定を整備するものであります。

第43条及び第43条の2の改正は、法人市民税に係る延滞金の計算期間の見直しに伴い、必要な規定を整備するものであります。

第45条の改正は、個人番号の記載対象書類の見直しに伴い、文言整理を行うものであります。

第47条の3の改正は、固定資産税の非課税の規定の適用を受ける申告対象者を追加するために、文言を整理するものであります。

第47条の6の改正は、引用する条項を整理するものであります。

第70条の改正は、文言の整理をするものであります。

第122条の3の改正は、個人番号の記載対象書類の見直しに伴い、文言の整理を行うものであります。

第146条の改正は、引用する条項を整理するものであります。

付則第6条の改正は、主な改正内容において申し上げましたとおり、「スイッチOTC薬控除」の創設に伴い、対応する規定を整備するものであります。

付則第10条の2の改正は、主な改正内容において申し上げましたとおり、再生可能エネルギー発電設備等におきまして、課税標準の特例を定めて固定資産税を軽減する「わがまち特例」を導入するために、規定を整備するものであります。

付則第10条の3の改正は、法改正に合わせて規定を整備するものであります。

議案資料の3ページをごらんいただきたいと存じます。

付則第16条の改正は、主な改正内容において申し上げましたとおり、一定の環境性能を有する軽自動車につきまして、燃費性能に応じて軽自動車税を軽減する「グリーン化特例」の適用期間を1年延長するために、規定を整備するものであります。

付則第18条の3の2は、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該利子等または配当等に係る所得を分離課税することに伴い、必要な規定を整備するために新たに条文を加えるものであります。

付則第18条の3の3の改正は、付則第18条の3の2を新たに加えたことに伴い、文言の整理と条の繰り下げを行うものであります。

付則第18条の10の改正は、一定の公共施設につきまして、課税標準の特例を定めて都市計画税を軽減する「わがまち特例」を導入するために、規定を整備するものであります。

付則第19条から付則第22条の8までの改正は、引用する条項を整理するものであります。

議案資料の4ページをごらんください。

次に、第2条による改正であります。

第2条による改正の対象は、平成26年条例第12号の東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

附則第6条の改正は、先ほどの第1条による改正により、第70条及び付則第16条の改正があったことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

次に、第3条による改正であります。

第3条による改正の対象は、平成27年条例第31号の東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

附則第6条の改正は、先ほどの第1条による改正により、第16条の改正があったことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を平成29年1月1日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては、公布の日、平成29年4月1日または30年1月1日とするものであります。

附則第2条から附則第4条までは、それぞれ市民税、固定資産税及び都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の各税目の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（荒幡伸一君） 1点、お伺いをさせていただきます。

第1条による改正の146条の付則第6条ですけれども、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ですけれども、具体的に薬品名と、その周知方法を教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○課税課長（矢吹勇一君） ただいまの御質問で、スイッチOTC薬控除に関する御質疑であると思います。

薬品に関しましては、具体的に申しますと幾つか薬の種類がございます、例えば風邪薬、胃腸薬、鼻炎用内服液、あるいは水虫薬などございます。商品名も——よろしいでしょうか。そういったお薬がありまして、それが対象になるということでございます。

それと、周知方法に関しましては、現在、厚生労働省のホームページなどで、この対象となる品目について公表を準備しているということでございます。ですので、一般の方は、こちらのホームページを見て確認をすることができます。あとあわせて医薬品のメーカーにおいても、対象製品についてパッケージなどに共通の識別マークを表示するというので、現在準備をしているということでございますので、薬店においてもそのパッケージを見て確認をして購入できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第77号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 第78号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第13 第78号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第78号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、里親に関する児童福祉法第6条の4の規定が改正されたことから、この条項を引用する東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例、東大和市乳幼児医療費助成条例及び東大和市義務教育就学児医療費助成条例の3条例につきまして、まとめて一部改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第3項、東大和市乳幼児医療費助成条例第3条第2項第4号、東大和市義務教育就学児医療費助成条例第3条第2項第4号において引用する「第6条の4第1項」の字句を全て「第6条の4」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を改正法の施行日に合わせて平成29年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第78号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 第79号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第14 第79号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第79号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等に関する特例規定を設けるために、条例の一部改正を御提案するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

改正対象は、付則の規定であります。

新たに追加する付則第10項は、分離課税される特例適用利子等の額を所得割額の算定及び軽減の判定において、総所得金額に含めるための規定であります。

新たに追加する付則第11項は、分離課税される特例適用配当等の額について、付則第10項と同様の趣旨で、総所得金額に含めるための規定であります。

その他、この2つの項の追加に伴い、既存の項を繰り下げております。

附則であります。付則第1項は、条例の施行日を平成29年1月1日とするものであります。

付則第2項は、新たに追加した規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受ける特例適用利子等または特例適用配当等に適用することを定めております。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第79号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第86号議案 市道路線の廃止について

日程第16 第87号議案 市道路線の廃止について

○議長（関田正民君） 日程第15 第86号議案 市道路線の廃止について、日程第16 第87号議案 市道路線の廃止について、以上2議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第86号議案 市道路線の廃止について及び第87号議案 市道路線の廃止についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本2議案は、都立東大和公園内の市道について、存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

初めに、第86号議案 市道路線の廃止についてであります。廃止する路線は市道第1196号線で、起点が湖畔3丁目1180番1先、終点が湖畔3丁目1178番先、幅員は1.82メートルで、延長は69.83メートルであります。

続きまして、第87号議案 市道路線の廃止についてであります。廃止する路線は市道第1197号線で、起点が湖畔3丁目1167番先、終点が湖畔3丁目1170番1先、幅員は1.82メートルで、延長は126.05メートルであります。

本2議案の提案に至る経緯につきまして、あわせて御説明申し上げます。

市では、都立公園内に設置しております旧日立航空機株式会社変電所及び慶性門の土地使用料につきまして、かねてから東京都と減免の交渉を続けてまいりました。

その結果、都が定めております基準を適用させることによりまして、市が都に対して本2路線の土地を無償譲与した場合、都は市に対して当該土地使用料の全額を免除するというので合意をいたしました。

したがって、廃止後は本2路線の土地を東京都へ無償譲与する予定であります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上2議案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第17 第88号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

○議長（関田正民君） 日程第17 第88号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第88号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、当市を含む36の地方公共団体が共同して設置しております東京都市町村公平委員会に、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合を加え、共同設置する地方公共団体の数を増加させるとともに、規約の一部を変更するものであります。

なお、共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を要することから御提案申し上げるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

別表の改正は、共同設置する地方公共団体に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合を加えるものであります。これにより本委員会を共同設置する地方公共団体の数は39団体となります。

附則であります。この規約は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第88号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第80号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

○議長（関田正民君） 日程第18 第80号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第80号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度の予算執行も下半期となり、残り数カ月の執行期間となってまいりましたが、認証保育所等の利用負担の軽減に係る経費の計上や、障害者自立支援給付費及び生活保護費の増加に加え、職員の給与改定と人事異動等に伴う各科目の職員人件費と各特別会計繰出金の増減等の歳入歳出予算の補正が必要となり、また平成29年度に計画していました中学校特別教室冷房設備設置事業ほか2事業が国の補正予算の成立に伴い補助事業として採択されたことにより、平成28年度に前倒して予算の計上が必要となりますことから、御提案申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,497万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ346億9,811万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費の定めであります。

第3条は、地方債の補正で追加であります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第1款の市税は4,170万2,000円の増額で、固定資産税、現年課税分の増額であります。

第13款の国庫支出金は2億7,601万2,000円の増額で、生活保護費負担金等の増額及び学校施設環境改善交付金の計上であります。

第14款の都支出金は2,788万6,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金等の増額及び認可外保育施設利用支援事業補助金等の計上であります。

第17款の繰入金は1億901万6,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

第19款の諸収入は285万6,000円の増額で、国庫負担金の過年度収入の計上等であります。

第20款の市債は2億1,750万円の増額で、国庫補助事業に係る中学校特別教室冷房設備設置事業債等の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は34万6,000円の減額で、職員人件費の減額であります。

第2款の総務費は675万9,000円の増額で、職員人件費及び徴収事務費の増額等であります。

第3款の民生費は2億5,936万7,000円の増額で、自立支援給付費等事業費及び生活保護援護事業費の増額等あります。

第4款の衛生費は84万円の増額で、職員人件費及び母子保健事業費の増額等あります。

第6款の農林業費は134万3,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第7款の商工費は123万円の増額で、職員人件費の増額であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第8款の土木費は265万円の減額で、道路管理費等の増額と下水道事業特別会計繰出金等の減額によるものであります。

第9款の消防費は1,876万2,000円の増額で、消防事務委託費及び消防施設管理費の増額であります。

第10款の教育費は3億8,966万7,000円の増額で、職員人件費及び小中学校環境整備事業費の増額等あります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表繰越明許費であります。国庫補助事業として採択された3事業につきまして、平成29年度に繰り越しをして実施するために設定するものであります。

繰り越す事業と金額であります。小学校体育館バスケットゴール耐震化工事が6,398万1,000円、第三小学校校舎外壁・建具改修工事が1億652万6,000円、中学校特別教室冷房設備設置工事が2億525万1,000円で、合計は3億7,575万8,000円あります。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

第3表地方債補正で追加であります。

追加する内容は、国庫補助事業として採択されました3事業に係る借り入れで、起債の目的及び限度額は、小学校体育館バスケットゴール耐震化事業が3,190万円、第三小学校校舎外壁・建具改修事業が5,320万円、中学校特別教室冷房設備設置事業が1億3,240万円あります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願

申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

1款市税、2項1目固定資産税、1節現年課税分は4,170万2,000円の増額であります。主に設備投資等によります償却資産分の見込み増に伴うものであります。

11ページをお開きください。

13款国庫支出金は2億7,601万2,000円の増額であります。

1項国庫負担金は1億7,319万7,000円の増額であります。

1目民生費国庫負担金は1億7,132万2,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は2,662万5,000円の増額であります。特別障害者手当等負担金は82万1,000円の増額であります。手当支給費の見込み増に伴うものであります。障害者自立支援給付費等負担金は2,580万4,000円の増額であります。対象経費の見込み増に伴うものであります。

3節生活保護費負担金は1億4,469万7,000円の増額であります。医療扶助等の対象経費の見込み増に伴うものであります。

2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金は187万5,000円の増額であります。養育医療費助成費の見込み増に伴う母子保健衛生費等負担金の増額であります。

2項国庫補助金は1億281万5,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金は1,694万9,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は28万1,000円の増額であります。対象経費の見込み増に伴う地域生活支援事業費補助金の増額であります。

2節児童福祉費補助金は1,666万8,000円の増額であります。民間保育園の業務効率化推進事業等に係る保育対策総合支援事業費補助金の増額であります。

7目教育費国庫補助金は8,586万6,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は5,683万円の増額であります。国の補正予算の成立に伴い採択されました小学校体育館バスケットゴール耐震化工事費及び第三小学校校舎外壁・建具改修工事費に係る学校施設環境改善交付金の計上であります。

3節中学校費補助金は2,903万6,000円の増額であります。国の補正予算の成立に伴い採択されました中学校特別教室冷房設備設置工事費に係る学校施設環境改善交付金の計上であります。

13ページをお開きください。

14款都支出金は2,788万6,000円の増額であります。

1項都負担金は1,383万9,000円の増額であります。

1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は1,290万2,000円の増額であります。対象経費の見込み増に伴う障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

2目衛生費都負担金、1節保健衛生費負担金は93万7,000円の増額であります。対象経費の見込み増に伴う養育医療費負担金の増額であります。

2項都補助金は1,404万7,000円の増額であります。

2目民生費都補助金は1,387万4,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は1,044万円の増額であります。介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金は1,030万円の増額であります。芋窪6丁目地区に建設されています介護老人保健施設の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に係るものであります。障害福祉課の地域生活支援事業費補助金は14万円の増額であります。対象経費の見込み増に伴うものであります。

2節児童福祉費補助金は343万4,000円の増額であります。認可外保育施設利用支援事業補助金は157万5,000円の計上ですが、認可外保育施設の利用負担の軽減経費に係るものであります。待機児童解消区市町村支援事業等補助金は185万9,000円の増額ですが、小規模保育園の施設整備費に対します補助基準額の増に伴うものであります。

8目教育費都補助金、4節社会教育費補助金は17万3,000円の増額ですが、蔵敷公民館の事業に係るスポーツ振興等事業費補助金の計上であります。

15ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は1億901万6,000円の増額であります。補正予算(第4号)の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

17ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入は285万6,000円の増額であります。

1目1節雑入は15万2,000円の増額であります。住宅改修給付事業利用者負担金は15万2,000円の増額ですが、高齢者の住宅改修等給付費の見込み増に伴うものであります。

4目過年度収入は270万4,000円の増額であります。

1節国庫負担金は166万3,000円の増額ですが、過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金の計上で、平成27年度の精算に伴うものであります。

3節都負担金は104万1,000円の計上であります。過年度障害者自立支援医療給付費都負担金は21万円の計上、過年度障害者自立支援給付費等都負担金は83万1,000円の計上ですが、いずれも平成27年度の精算に伴うものであります。

19ページをお開きください。

20款1項市債、6目教育債は2億1,750万円の増額であります。

1節小学校債は8,510万円の計上であります。小学校体育館バスケットゴール耐震化事業債は3,190万円の計上、第三小学校校舎外壁・建具改修事業債は5,320万円の計上ですが、いずれも起債対象事業費から国庫補助金等を控除して算出したものであります。

2節中学校債は1億3,240万円の計上で、中学校特別教室冷房設備設置事業債ですが、起債対象事業費から国庫補助金等を控除して算出したものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は6億7,497万2,000円の増額で、補正後の予算額は346億9,811万6,000円となるものであります。

21ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

1款1項1目議会費、1の職員人件費は34万6,000円の減額であります。

職員人件費の補正につきましては、各款に計上しておりますが、職員の給与改定と当初予算後における人事異動等に伴う給料や時間外勤務手当等の増減が主な内容で、ここで一括して説明をさせていただきます、各款での説明は省略させていただきます。

59ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

初めに、1の特別職における長等であります。期末手当の年間支給率を4.3月から4.4月に0.1月分引き上げるに伴い、期末手当を28万5,000円増額し、共済費については9,000円増額するものであります。

また、その他の特別職の区分であります。スポーツ推進委員に係る報酬を26万1,000円増額するものであります。

次に、60ページの2、一般職の(1)総括であります。給与費のうち給料は2,757万円の減額、職員手当は3,731万5,000円の増額、共済費は3,443万9,000円の減額で、合計では2,469万4,000円の減額であります。

61ページをお開きください。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細であります。

給料は2,757万円の減額で、職員の異動等による減分で、職員数は6人減であります。

職員手当は3,731万5,000円の増額で、内訳としまして、職員の異動等による減分が540万円、時間外勤務手当の増分が2,718万5,000円、給与改定に伴う増分が1,553万円であります。

次に、62ページの(3)給料及び職員手当の状況で、アの期末手当・勤勉手当であります。

年間支給率を4.3月から4.4月に0.1月分を引き上げるもので、括弧内につきましては再任用職員の支給率であります。

職員人件費の説明は以上であります。

23ページにお戻りください。

2款総務費は675万9,000円の増額であります。

1項総務管理費は454万8,000円の増額であります。

1目一般管理費、1の職員人件費は406万4,000円の増額であります。

2目文書費、1の文書事務費は48万4,000円の増額であります。備品修繕料の増額であります。

2項徴税費は262万8,000円の増額であります。

1目税務総務費、1の職員人件費は59万円の増額であります。

25ページをお開きください。

2目賦課徴収費、2の徴収事務費は203万8,000円の増額であります。電話催告システム設置委託料の計上であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、1の職員人件費は132万8,000円の減額であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、1の職員人件費は55万円の増額であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、1の職員人件費は9万6,000円の増額であります。

27ページをお開きください。

6項1目監査委員費、1の職員人件費は26万5,000円の増額であります。

29ページをお開きください。

3款民生費は2億5,936万7,000円の増額であります。

1 項社会福祉費は3,445万1,000円の増額であります。

1 目社会福祉総務費は3,082万7,000円の減額であります。

1 の職員人件費は4,816万6,000円の減額であります。

2 の国民健康保険事業特別会計繰出金は1,200万5,000円の増額、4 の介護保険事業特別会計繰出金は465万円の増額、5 の後期高齢者医療特別会計繰出金は68万4,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

2 目社会福祉施設費、1 の老人福祉館運営費は17万円の増額であります。施設修繕料の増額であります。

31ページをお開きください。

3 目老人福祉費は1,181万6,000円の増額であります。

4 の高齢者日常生活支援事業費は151万6,000円の増額であります。高齢者住宅改修等給付費の増額であります。

10 の介護サービス事業者支援等事業費は1,030万円の増額であります。芋窪6丁目地区に建設されています介護老人保健施設に係る地域密着型サービス事業所施設整備費補助金の増額であります。

4 目障害者福祉費は5,329万2,000円の増額であります。

1 の障害福祉管理事務費は2万5,000円の増額であります。障害者差別解消法研修会の講師謝礼の増額であります。

4 の自立支援給付費等事業費は5,160万9,000円の増額であります。就労継続支援等の見込み増に伴う自立支援給付費の増額であります。

6 の地域生活支援事業費は56万3,000円の増額であります。訪問入浴サービス委託料の増額であります。

9 の特別障害者手当等支給事業費は109万5,000円の増額であります。単価の増額等に伴う手当支給費の増額であります。

2 項児童福祉費は2,545万7,000円の増額であります。

1 目児童福祉総務費は1,152万6,000円の増額であります。

1 の職員人件費は1,149万6,000円の増額であります。

33ページをお開きください。

2 の児童福祉管理事務費は3万円の増額であります。普通旅費の増額であります。

2 目児童措置費は2,485万1,000円の増額であります。

2 の民間保育園運営委託・補助事業費は900万円の増額であります。民間保育園、9園に対します業務効率化推進事業補助金の計上であります。

4 の保育室等利用者に対する補助事業費は283万5,000円の増額であります。東京都の補助制度を活用し、認証保育所の利用者を新規対象とするため、保育室等利用者に対する補助金を増額するものであります。

7 の小規模保育事業費は1,301万6,000円の増額であります。小規模保育園2カ所に対する施設整備補助金を増額するものであります。

3 目市立保育園費は817万円の減額であります。

1 の職員人件費は823万3,000円の減額であります。

35ページをお開きください。

2 の狭山保育園運営費は6万3,000円の増額であります。駐車場使用料の増額であります。

8 目心身障害児通所施設費、1 の職員人件費は275万円の減額であります。

3 項生活保護費は1億9,892万8,000円の増額であります。

1 目生活保護総務費、1 の職員人件費は599万8,000円の増額であります。

2 目扶助費、2 の生活保護援護事業費は1億9,293万円の増額であります。医療扶助等の増に伴う生活保護費の増額であります。

37ページをお開きください。

4 項1 目国民年金費、1 の職員人件費は53万1,000円の増額であります。

39ページをお開きください。

4 款衛生費は84万円の増額であります。

1 項保健衛生費は27万5,000円の増額であります。

1 目保健衛生総務費は8万9,000円の減額であります。

1 の職員人件費は586万3,000円の減額であります。

3 の母子保健事業費は577万4,000円の増額であります。対象者の見込み増等に伴います妊婦健康診査費助成金及び養育医療費助成費の増額等であります。

2 目予防費、1 の予防事業費は36万4,000円の増額であります。対象者の見込み増等に伴う予防接種費用助成金の増額であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、1 の職員人件費は56万5,000円の増額であります。

43ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業総務費、1 の職員人件費は134万3,000円の増額であります。

45ページをお開きください。

7 款1 項商工費、1 目商工総務費、1 の職員人件費は123万円の増額であります。

47ページをお開きください。

8 款土木費は265万円の減額であります。

1 項土木管理費、1 目土木総務費、1 の職員人件費は402万3,000円の減額であります。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、1 の道路管理費は288万円の増額であります。排水管及び集水ます清掃委託料121万6,000円の増額と雨水ポンプ機器取替工事費166万4,000円の計上であります。

3 項都市計画費は150万7,000円の減額であります。

1 目都市計画総務費、1 の職員人件費は189万3,000円の増額であります。

49ページをお開きください。

2 目下水道費、1 の下水道事業特別会計繰出金は143万円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

5 目土地区画整理費、1 の土地区画整理事業特別会計繰出金は197万円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

51ページをお開きください。

9 款1 項消防費は1,876万2,000円の増額であります。

1 目常備消防費、1 の消防事務委託費は1,716万2,000円の増額であります。算定経費の確定に伴う消防事務委託料の増額であります。

3目消防施設費、1の消防施設管理費は160万円の増額であります、可搬消防ポンプ購入費の計上であります。

53ページをお開きください。

10款教育費は3億8,966万7,000円の増額であります。

1項教育総務費は1,026万2,000円の増額であります。

2目事務局費、1の職員人件費は858万7,000円の増額であります。

3目教育指導費、15の国際理解教育推進事業費は167万5,000円の増額であります、時間数の見込み増に伴います小中学校日本語指導委託料の増額であります。

2項小学校費は1億7,208万4,000円の増額であります。

1目学校管理費、2の小学校環境整備事業費は1億7,050万7,000円の増額であります、小学校体育館バスケットゴール耐震化工事費6,398万1,000円と第三小学校校舎外壁・建具改修工事費1億652万6,000円を計上するもので、いずれも平成29年度に繰り越しして実施するものであります。

3目特別支援学級費、1の特別支援学級事業費は157万7,000円の増額であります、第九小学校特別支援学級の冷暖房機の更新に伴います備品購入費の計上であります。

55ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、2の中学校環境整備事業費は2億525万1,000円の増額であります、中学校特別教室冷房設備設置工事費の計上で、平成29年度に繰り越しして実施するものであります。

4項社会教育費は325万3,000円の減額であります。

1目社会教育総務費は357万円の減額であります。

1の職員人件費は361万1,000円の減額であります。

8の文化施設管理費は4万1,000円の増額であります、切手販売手数料の計上であります。

2目公民館費、4の歳敷公民館事業費は31万7,000円の増額であります、市民と外国人との交流事業に係る講座講師謝礼の増額等であります。

57ページをお開きください。

5項保健体育費は532万3,000円の増額であります。

1目保健体育総務費は89万7,000円の増額であります。

1の職員人件費は63万6,000円の増額であります。

2のスポーツ推進委員活動費は26万1,000円の増額であります、スポーツ推進委員報酬の増額であります。

3目学校給食費、1の職員人件費は442万6,000円の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は6億7,497万2,000円の増額で、補正後の予算額は346億9,811万6,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（佐竹康彦君） 何点かお伺いをいたします。

まず、予算書36ページの生活保護援護事業なんですけども、医療扶助等の増加によるということなんです、この具体的な背景を教えてくださいと思います。生活保護を受けてらっしゃる方が予防をすとか、気を

つけるということで、こういった扶助が減る可能性があるのかどうかについてもお伺いいたします。

次に、48ページ、道路管理費で排水管及び集水ます清掃委託及び雨水ポンプ機器取替工事費でございますけれども、こちらの具体的な場所はどちらなのかということと、その効果をどれほど見込んでらっしゃるのかということをお伺いいたします。

次に、54ページ並びに55ページの小学校環境整備事業費及び中学校環境整備事業費でございます。それぞれこの工事に関しますスケジュールは、いつごろを見込んでらっしゃるのか。特に中学校の冷房設備につきましては、できれば夏前に終わらせていただければ、子供たちにとっても非常にいい環境になるのかなというふうに思いますが、この点はいかがなのかということと、あと小学校の体育館バスケットゴール耐震化、こちらはどちらの学校なのかということ。また、中学校特別教室なんですけれども、各校それぞれ何教室分、これは設置をされるのかということ、この点についてお伺いをいたします。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 予算書36ページ、生活保護援護事業費についてでございます。まず背景としましては、医療費扶助の増加ということで、保護世帯数の増加によりまして、全世帯ともに増加しているわけでございますが、特に高齢者世帯の割合がもう既に47%とほぼ半数に近い割合となっております。また、内訳としましては、特に外来、入院ともに増加しておる状況でございます。外来につきましては、特に60歳代の伸びが大きく、また全体の約6割近くを60代以上で占めている状況でございます。また、入院につきましては、特に80代の入院医療費が多くなっているところでございます。

また、取り組みといたしましては、市としまして後発医薬品ですね、こちらの使用率を高めたり、また健康課が実施しております健康診断結果、これをもとに生活習慣病の予防、こういったことを行いまして医療費の適正化に努めている次第でございます。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 予算書48ページの道路管理費、委託料、排水管及び集水ます清掃委託料と工事請負費の雨水ポンプ機器取替工事費の関係でございます。

まず排水管及び集水ます清掃委託についてでございますが、こちらにつきましては本年夏の台風や大雨の影響によりまして、緊急に排水管・集水ますの清掃を行う必要があったため、その緊急対応により、その不足分が生じたため増額するものでございます。この緊急で行った箇所でございますが、市道13号線の東野火止橋付近、また向原6丁目の駅前の付近ですね、あとその他の苦情による対応とした排水管と水路の清掃をしてございます。

今後、実施の予定ですが、市道第4号線、江戸街道や南街2丁目、それから高木3丁目の高木児童公園の南のあたり、その他、計画的に行っているところが不足分に対応できなくなりましたので、対応するところがございます。効果につきましては、この清掃を実施することによりまして、排水管のスムーズな流れができるということで考えてございます。

それから、工事請負費の雨水ポンプ機器取替工事費の関係でございますが、こちらは仲原2丁目にごいいますマンホールの中に設置してございます排水ポンプで、これは仲原地区排水管の清掃を毎年実施してございますが、そちらの最下流のところ当たります口径が2,400ミリから800ミリに絞られているところなんです、そこの排水ポンプでございます。こちら、毎年、定期点検を行ってございますが、本年7月の定期点検の結果で部品交換等の修繕が必要な箇所が見つかったため、修繕を行うものでございます。こちらポンプをきちんと作動させることにより、排水をスムーズに行うということの効果として考えてございます。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 予算書54ページ、56ページの環境整備費に関する御質問です。

まずスケジュールに関しましては、いずれも契約後、工事の準備等はしてまいります。工事自体は学校の夏季休暇中を利用して集中的に行いますことから、特にエアコン等につきましても、夏前ということは難しいかと考えております。

それから、2点目、特別教室のエアコンの数ですが、学校、一中から申し上げます。まず一中が9カ所、それから二中が6カ所、三中が10カ所、四中が8カ所、五中が7カ所ということで、いずれも教室数でございますが、トータル40教室を現在設計中ということで、見込みという数で申し上げます。

それから、体育館のバスケットゴールでございますが、こちらは小学校の三小と五小以外の8校ですね、こちらのほうで実施していく予定でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 1点、伺います。

34ページの4番の保育室等利用者に対する補助事業ということで、決算特別委員会の際にも認証保育所利用者に対する補助をしてほしいということで要望したんですが、今回、新規対象としていただきましてありがとうございます。この補助の内容と実施時期について、詳細を教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 予算書34ページ、保育室等利用者に対する補助事業ということで御質問いただいております。

補助の内容でございますが、認可外保育園、認可外保育施設に通園している保護者の方に対して、保育料を2万1,000円を限度に、保育料の3分の1を補助するというものでございます。

内容としましては、今までは認可外保育施設のうち保育室、認証保育園以外の保育室に対しては補助をしてたんですが、それ以外の認証保育所には補助してませんでしたので、今回それを補助するものでございます。以上でございます。

失礼しました。月額2万1,000円を限度に保育料の3分の1を補助するというものでございます。

時期でございますが、11月分から補助したいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 何点か伺います。

12ページのところで、学校施設環境改善交付金の関係ですけれども、こういう形で財源を確保したということは大変重要だと思いますし、これによって市民の皆さんの要望であった特別教室のクーラー設置が、実施計画にはのってましたけれども、予算化され、確実に実施されていくということは大変評価したいと思います。

それで、ここで学校施設環境改善交付金、まあ補正予算で計上するけれども、実際には繰越明許にして、実際には来年度やられるということになるわけですが、このことによって都からの補助金について受けられなくなるとかということはないのかどうか、まあ見込みで結構ですけれども、そこら辺の財源確保の点について伺います。

それから、34ページの小規模保育事業費で2カ所の施設整備補助金ということでしたが、どこなのか、1カ所はもう整備、終わってるんじゃないかと思うんですが、ちょっとそこら辺の内容について伺いたいと思います。

それから、54ページの特別支援学級事業費ですけれども、これについて更新ということなので、今まであつ

たところを更新するということだと思いますが、特別支援学級については速やかに全部クーラー、冷暖房機、設置すべきだと思うんですが、現状と今後の対応について伺います。

○**建築課長（中橋 健君）** 予算書12ページ、歳入の学校施設環境改善交付金、これに絡みまして東京都の補助金についてでございますが、東京都の補助金は補助制度上は非構造部材の耐震化支援事業、また公立学校の施設の冷房化支援事業がございます。いずれも平成29年度の予算となりますので、今後、動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 補正予算書34ページ、小規模保育事業の施設整備費補助金増額の件でございます。場所としましては、れんげ第二桜が丘保育園でございます。それと、もう一つは上北台の駅前に設置いたしますふたば保育園でございます。

金額の増につきましては、限度額の上限が2,200万円だったものが、今回3,200万円にアップして限度が上がったということで、計算をし直すと補助金が増えるということになります。

以上でございます。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 補正予算書54ページ、特別支援学級事業費の九小の冷房の購入でございますが、こちらは第九小学校の特別支援学級、わかば学級の冷暖房機が故障したことによる取りかえということでございます。他の特別支援学級につきましては、今のところきちんと管理運営がされていると思っております。

以上でございます。

○**14番（関野杜成君）** 60ページ、2点ほど伺います。

職員手当の内訳というところですが、時間外勤務手当が大分ふえております。今期というか、先ほど総額の定数を削減するという条例案が出てきましたけれども、職員数、下げた上で時間外勤務手当が大きくなっていく、簡単に言えば残業ですね——が大きくなっていくというのは、ちょっと元も子もないのかなというふうに思っておりますが、今回この残業に至った経緯とか内容、今後またこういったことが起きてくるのかどうかをお伺いします。

それと、隣の隣、勤勉手当というところですが、ちょっと私、ど忘れしてしまったんで、このルールと支給人数を教えてください。

○**職員課長（原島真二君）** まず1点目の時間外勤務手当、総額で一般会計2,700万ほどの増額でございますけれども、各部署でいろいろございますけれども、ちょっと額の大きいところだけ概要的に説明をさせていただきますが、総務管理費におきましては財政課に決算とか予算編成事務の対応、あるいは国や東京都の調査の事務が非常に多いと。

あと企画課におきましては、まち・ひと・しごとの創生事業等の業務、またオリンピック・パラリンピックの準備事務、平和首長会等の事務で、非常に事務が多くなっているということで400万円ほどの補正を、時間外を考えております。

保育課、児童福祉費の中におきましては、保育課におきまして新制度となりまして初めての年度切りかえに伴う事務の増のためとか、保育施設の定員拡大の事務等がふえております。この額で、470万円ほどの増を見込んでおります。

また、生活福祉課におきましても、生活保護世帯の漸増に伴いまして事務量の増、また平成28年度から新たに生活困窮者支援事業等におきまして、子供の学習支援等を開始したことによりまして400万円ほどの増。

また、教育総務費におきましては、指導室における通常の事務の部分がかなり占めてますけども、旅費でありますとか資金前渡賃金等の支払い事務、またオリンピック・パラリンピックの教育推進校の事業や学校と家庭の連携業務の対象の増などによりまして時間外がふえてると。また、校務ネットワークに伴う会議やパソコンの入れかえ等の事務によって410万円ほどの補正を見込んでるというふうなところでございます。

主なところは、そのような内容でございます。

勤勉手当の対象につきましては、基本的には全職員が対象となっております、再任用職員も含めて対象となっております。職層によりまして、先ほどちょっと若干説明しましたけども、課長職でありますとか部長職でありますとか係長職で、若干、勤勉手当と期末手当の割合が違っております、職層が高くなるほど勤勉手当のほうが割合が多くなると、そういう構造になっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 勤勉手当については、ルールを聞いてるんで、ルールと支給人数というところですが、支給人数に関しては全員という答えなのはわかりましたが、ルールですね、何がどうなると勤勉手当というものがつくのかということを知りたいです。全員ということは、何もなくてもただ単に勤勉手当がついているというものなのかどうか、そのルールを教えてください。

あと時間外手当については、新しいオリンピック・パラリンピック等々というような言葉もありましたが、予算、決算だったりいつもやってるような内容もあります。そういう意味では、半分ぐらいは新しいもので、半分ぐらいがいつものものというふうにと考えると、やはり先ほど全体の職員の人数、減らしましたけれども、前から私も言うように、嘱託とか臨職とかそういう方が多くいるとお金の無駄になるわけですね。やはり半年、1年やってやめていくとなると、やはりその分のお金が無駄になります。そういう意味では、ちゃんとした職員を継続的に雇用していくことを考えていかなきゃいけないのかということで、こういう質問をしておるんですが、どのような考えを持ってるのか、この点について2点、もう一度お答えください。

○職員課長（原島真二君） 勤勉手当のルールでございますけども、例えば今、現状におきましては12月期の例えば課長職なんかの場合には、期末手当と勤勉手当を足して2.025となっております、内訳でいうと、そのうちの0.975が期末手当で勤勉手当が1.05月ということになっておりまして、勤勉手当は基本的には全職員に支給するんですけども、病気休暇があったり欠勤があったりすると控除の割合がそれぞれ、期末手当はどちらかという生活給分的な見方をしておりますと控除の割合が少ないと。勤勉手当は、勤勉という内容のとおり控除の割合が欠勤等によって大きくなるということですね。それで、先ほど成績率ということで、人事評価制度における目標管理の部分につきましては、勤勉手当からお金を一定割合を差し引くというようなことで、今後はそういう人事評価におきましても勤勉手当を人により増減をさせていただくというような制度を、今構築してるというような内容です。でありますので、期末手当と勤勉手当、今実質的には病気休暇とかしなければ、この両方を足した月数を支給してるという現状でございます。

以上です。

○総務部長（広沢光政君） 超勤の関係でございます。先ほどの職員課長のほうからもちょっと御説明申し上げた中で、ルーチンの仕事の部分も若干ございますが、基本的には説明の中にもありましたように、スポット的にどうしてもその業務量が一時的にふえてくるというようなこともございまして、これも私どものほうで一応全課に通しましてヒアリングをさせていただいてます。やむを得ない、そういった業務量の一時的な増加に対して、今回こういう形で時間外を補正をさせていただいてるというところでございます。基本的には、現状の

職員数、こちらで対応できる状況であるというふうには認識してはいるんですが、それが今言ったとおりスポット的な業務量の一時的な増大、そういったものにおいて、この時間外が発生してしまっているというふうには理解しているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 幾つか伺います。

32ページの介護サービス事業者支援等事業費のところ、地域密着型サービスの予算が出ておりますけれども、具体的にどのようなサービスが市民に提供されるのかお聞かせください。

もう一つが、同じページの自立支援給付費の中で、就労支援がふえたということですが、この具体的な内容について教えてください。

続きまして、40ページの母子保健事業ですけれども、妊婦健診の診査の助成金額が増という形ですけれども、この背景をお聞かせください。

もう1点、54ページの教育指導費の中で、国際理解教育推進事業に予算がついておりますけれども、この具体的な内容を教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 予算書31ページ、32ページ、介護サービス事業者支援等事業費の中の地域密着型サービス事業者の施設整備の補助金の関係でございます。

当該施設でございますけれども、先ほど企財部長から説明をいたしたところでございますけれども、芋窪6丁目の芋窪街道沿いに新たに介護事業所が設置されたものでございます。この施設の本体、大きな部分を占めるのは介護老人保健施設でございますけれども、こちらについては東京都の所管になっております。市の所管となっている部分については、サービス事業が定期巡回・随時対応型訪問介護看護で、こちらについては重度の介護を初め要介護高齢者の在宅生活を支えるために、訪問介護と訪問看護が密接に関係をして、短時間の定期巡回型の訪問と必要に応じまして24時間随時対応を行うサービスでございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 補正予算書32ページ、自立支援給付費の増額についてでございます。

説明の中にありました就労継続支援等のサービスは、特別支援学校の高等部の卒業生の日中活動の場として必要とされております。28年4月の卒業生の中では、12人のうち7名ほどが、この日中活動の場の利用をされております。そのほか精神障害の方で就労が困難な方の新規の利用等がふえているという状況でございます。

以上です。

○学校教育部参事（岡田博史君） 補正予算書54ページ、国際理解教育推進事業費の増額のことについてでございます。

こちらは小中学校日本語指導委託料の増額でございます。当初見込んでおりました時間数では足りないというような状況が出ております。今まで10人、対象の児童・生徒がおりましたが、8人がさらに追加の配当が必要ということで、日本語を習得するために時間数を増額しているものです。また、新規の児童・生徒もおりまして、そちらについても指導時間が必要ということで、増額をしているものでございます。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 予算書40ページ、母子保健事業費の中の妊婦健康診査費助成金の増額についてでございます。

こちらは都外や助産院等で受けた妊婦健診につきまして、1回当たりの上限額を償還払いをしている事業で

ございます。こちらのほうは当初の見込みよりも申請件数がふえてる実績を見込んで、60件分、1件当たり3万2,300円という平均額を見込みまして積算をしたものとなっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） 済みません、1点だけちょっと細かい確認になるんですけども、40ページの母子保健事業のところですけども、これは都外で出産ということなので、いわゆる里帰り出産のように東京都以外のところで出産に備えて、事前の妊婦健診も受けるっていう方たちが、自分で払ったものを償還するということのお金だと思うんですけども。あと都内でも、助産院で健診を受けたときに償還払いをするという形になると思うんですが、いわゆる公費助成の母子保健——母子手帳と一緒にときにもらう助成券でお支払いをするのと、この償還払いをするのととの金銭的な差と、あとこのお金の出どころが、それによって変わるのかどうか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 予算書40ページ、妊婦健康診査費助成金についてでございます。

こちらのほうですけども、議員がおっしゃったように里帰りした方、あと助産院等、医療機関ではないところで受けられた方、あと埼玉県等で受けられた方に関して、東京都で統一の単価となっております、それを上限にして償還払いをする形になっております。初回の検査は、東京都の単価ですと9,680円、2回目以降が5,150円、超音波が5,300円、子宮頸がんが3,400円となっております、それぞれの単価の上限に合わせたものを償還払いとして助成しているものになります。

あと事業費の出どころということですけども、こちらのほうは負担金補助及び交付金という形で、市の一般財源を用いて事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第80号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第81号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第19 第81号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第81号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の増額や、一般被保険者に係る高額療養費の増額など、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,254万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,930万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第3款の国庫支出金は3,164万円の増額で、療養給付費等負担金による国庫負担金の増額と調整交付金による国庫補助金の増額であります。

第6款の都支出金は3,529万2,000円の減額で、調整交付金による都補助金の減額であります。

第7款の共同事業交付金は1,418万7,000円の増額で、保険財政共同安定化事業交付金による増額であります。

第8款の繰入金金は1,200万5,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金及びその他の繰入金の増額によるものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は219万3,000円の増額で、給与改定及び人事異動等に伴い、職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を増額するものであります。

第2款の保険給付費は8,000万円の増額で、一般被保険者に係る高額療養費の増額であります。

第7款の共同事業拠出金は5,965万3,000円の減額で、保険財政共同安定化事業拠出金の減額によるものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第81号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第82号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第20 第82号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第82号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の減額など、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,978万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第6款の繰入金は143万円の減額で、職員人件費等の補正に伴う一般会計繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は143万円の減額で、給与改定及び人事異動等に伴い、職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を155万円減額し、印刷製本費の補正により維持管理費を12万円増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第82号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第83号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第21 第83号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第83号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ197万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,503万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第4款の繰入金は197万円の減額で、職員人件費の補正に伴う一般会計繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は197万円の減額で、給与改定及び人事異動等に伴い、職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第83号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第84号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第22 第84号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第84号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補
正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから御提案申
上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,159万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳
入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第9款の繰入金は465万円の増額で、職員人件費の補正に伴う一般会計からの職員
給与費等繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は465万円の増額で、給与改定及び人事異動等に伴い、職員手当等
の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願
い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第84号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第85号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第23 第85号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第85号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴いまして、職員人件費の予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,422万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第2款の繰入金金は68万4,000円の増額で、職員人件費の補正に伴う一般会計からのその他の繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は68万4,000円の増額で、給与改定及び人事異動等に伴い、職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を68万円増額し、共済費の補正により徴収費を4,000円増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第85号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第24 陳情の付託を行います。

11月30日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に審査を付託いたします。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 1時49分 散会